令和８年４月８日

保護者の皆様

鳴門教育大学附属小学校
校　長　　若井　ゆかり

ラーケーション制度の導入について

陽春の候，保護者の皆様におかれましては，ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は，本校教育に格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて，徳島県では令和７年４月より県立学校において、徳島県「ラーケーションの日」を実施しています。つきましては、本学においても令和８年４月よりラーケーション制度を導入することといたしますので、制度の趣旨等をご理解頂き、適切な利用についてご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

１　ラーケーションとは

児童生徒が保護者等とともに、平日に校外（家庭や地域）で、体験や探求の学び・活動を自ら企画し実行することができる機会を確保する制度です。

〇校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席にはなりません。
（出席停止と同様、「教育上特に必要な場合でも、校長が出席しなくてよいと認めた日」として扱われます。）

〇保護者の休暇に合わせて、事前（１週間前まで）に学校へ届出を行うことで取得できます。

〇４月１日から翌年３月３１日までの１年度以内に最大３日まで取得可能で、１日単位での取得となります。連続して取得することもできますか、残った日を次年度に繰り越すことはできません。

２　ラーケーションの取得方法について

（１）お子様と一緒に計画を立ててください。(取得日、学ぶ場所、学ぶこと)。

（２）「ラーケーション取得届出書」の様式を本校ホームページからダウンロードまたは担任への申出等により入手し、必要事項を記入の上、取得予定日の１週間前までに担任等へ届け出てください。

（３）ラーケーション取得日に校外での体験や探求の学び・活動を行ってください。

（４）活動後は振り返りを行い、今後の学校生活や日常生活にどのように活かしていくか家族で話し合ってください。(学校への報告書類の提出は不要です)。

３　ラーケーションを取得できない日

学校行事やテスト期間などラーケーションを取得できない日があります。

・学校式典の日（入学式、卒業式、始業式など）
・テスト期間
・学校行事の日（遠足、校外学習、宿泊学習、修学旅行、授業参観、体育大会、研究発表会など）
・保健関係の検診がある日

４　その他

〇制度の趣旨から、ラーケーション取得日は保護者等と一緒に活動する必要があります。

〇学校が定める「ラーケーションを取得できない日」にラーケーションの目的で休む場合は「家事都合による欠席」扱いとなります。

〇ラーケーションを取得したことで受けられない授業の内容については、家庭での自習により補ってください。

５　問い合わせ先

〇申請手続きに関することなど、ご不明な点につきましては学校（教頭　濱田）まで、お問い合わせください。